

公契約条例に関する事務について (事業者向け)



令和7年4月1日
岡崎市総務部契約課

公契約条例に関する事務について

岡崎市では、岡崎市公契約条例に基づき、市が発注した契約の一部（※）において、**労働環境確認措置**の取組を行っています。

労働環境確認措置の対象の工事等を受注される事業者等におかれましては、必要な書類の作成、提出等の手続きをお願いいたします。

※契約の一部…労働環境確認措置の対象となる契約は、以下のとおりです。

契約種別	対象金額
工事	予定価格1億5,000万円以上
業務	予定価格1億5,000万円以上
PFI事業契約 (公共施設等運営事業 の契約を除く。)	予定価格1億5,000万円以上
指定管理	指定管理料の上限額を積算する収支予算書の支出額が、 1億5,000万円以上

※ 随意契約の工事、業務については、令和8年度以降に契約するものから上記の対象金額が適用されます。

労働環境確認措置の目的

岡崎市が発注した工事等に従事する労働者が、適正な労働環境で働いているかを確認することが目的です。

違法な環境で働いている場合、契約の目的物（建てられた建物や、提供されるサービスなど）の品質に影響を及ぼす恐れがあります。

必要な手続きの概要（詳細は後述）

① 労働環境報告書の提出と掲示等

元請事業者等は、労働環境報告書に必要事項を記入のうえ、岡崎市に提出してください。

一部受注をする下請負者は、元請事業者等に労働環境報告書を提出していただき、元請事業者等は下請負者の労働環境報告書を取りまとめの上、岡崎市に提出してください。

また、岡崎市に提出した労働環境報告書の写しを、工事等の現場（現場事務所等）に掲示等していただき、従事する労働者が内容を確認できるようにしてください。

※ 元請事業者等は、工事・業務の元請事業者、PFI 事業の契約の選定事業者、指定管理の指定管理者を指します。

② 配布チラシの掲示等

元請事業者等は、「配布チラシ」を工事等の現場（現場事務所等）に掲示するか、従事する労働者に配布してください。

③ 施工体系図又は業務等実施体系図の提出

元請事業者等は、施工体系図又は業務等実施体系図を作成し、岡崎市に提出してください。

提出先：施工体系図…事業担当課

業務等実施体系図…契約課

④ 現場説明会の実施

労働環境確認措置の対象の工事等に従事する労働者が、その確認措置の取組について現場で説明を受けることを希望した場合は、岡崎市職員が現場に赴き説明会を実施いたします。元請事業者等は、実施の調整に御協力ください。

⑤ 労働環境報告書の疑義についての周知

従事する労働者から、労働環境報告書の内容について疑義の申し出が岡崎市に対してあった場合、その内容を、労働環境確認措置の対象の工事等を受注中のすべての元請事業者等に周知いたします。元請事業者等は、下請負者にその内容の周知をしてください。

①ー1 労働環境報告書の提出と掲示

(1) 労働環境報告書の用意

元請事業者等は岡崎市と契約（協定）の締結後、岡崎市ホームページ「令和7年度以後に契約等した公契約の労働環境確認措置の事務内容、様式等」から労働環境報告書の様式をダウンロードし、回答欄等の必要事項を記入してください。

「令和7年度以後に契約等した公契約の労働環境確認措置の事務内容、様式等」

<https://www.city.okazaki.lg.jp/1400/1401/1411/p042744.html>

(2) 労働環境報告書の提出

提出用フォーム「労働環境報告書等提出フォーム」から、労働環境報告書を提出してください。

「労働環境報告書等提出フォーム」

<https://ttzk.graffer.jp/city-okazaki/smart-apply/apply-procedure-alias/keiyaku-01>

※ 提出された労働環境報告書は岡崎市契約課で収受し、契約課から事業担当課へ渡します。

(3) 下請負者等の労働環境報告書

一部受注をする下請負者等がいる場合、元請事業者等は下請負者等へ労働環境報告書の作成を依頼していただき、取りまとめの上、(2)のとおり提出してください。

※ 労働環境報告書の提出対象者の範囲は、次ページの「労働環境報告書の提出が必要な事業者等」を御確認ください。

(4) 労働環境報告書の掲示等

岡崎市に提出した労働環境報告書を印刷の上、工事等の現場（現場事務所等）に掲示等し、従事する労働者が、自身が所属する事業者等の労働環境報告書を確認できるようにしてください。

※ 掲示できる場所が無い場合は、簿冊を用意し据え置いていただくなどして、労働者が確認できるようにしてください。

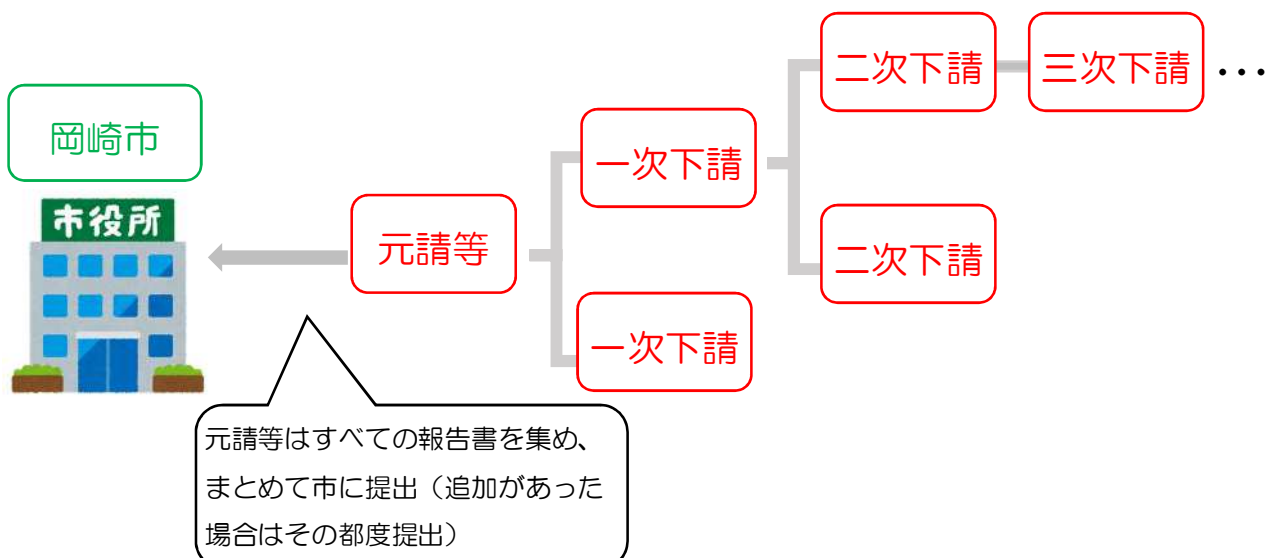
※ 掲示等をした日を、提出用フォーム「労働環境報告書等提出フォーム」から報告してください（複数回に分けて掲示等をする場合は、初回の日を報告してください）。

①－２ 労働環境報告書の提出と掲示

労働環境報告書の提出が必要な事業者等

契約種別	報告書の提出が必要な事業者等（注１）
工事・業務	元請事業者と契約金額 50 万円以上の下請負者
PFI 事業の契約 （公共施設等運営事業の 契約を除く。）	選定事業者
	工事の請負（契約金額 1 億 5,000 万円以上）を受注した者 上記工事に係る契約金額 50 万円以上の下請負者
	業務の委託（契約金額 1 億 5,000 万円以上）を受注した者
指定管理	指定管理者
	業務の委託（契約金額 1 億 5,000 万円以上）を受注した者
（注１）	※ 一人親方（個人事業主）と、契約金額 50 万円未満の下請負者等は除きます。単価契約の下請負者等の場合、予定数量に基づく予定総額が 50 万円未満の場合は提出不要です。 ※ 施工体系図、業務等実施体系図に記載しない下請負者等の提出は不要です。

労働環境報告書 提出の流れ



② 配布チラシの掲示等

(1) 配布チラシの用意

元請事業者等は、岡崎市ホームページ「令和 7 年度以後に契約等した公契約の労働環境確認措置の事務内容、様式等」から配布チラシをダウンロードし、印刷（白黒可）してください。岡崎市契約課で紙の配布チラシをお渡しすることも可能です。

「令和 7 年度以後に契約等した公契約の労働環境確認措置の事務内容、様式等」

<https://www.city.okazaki.lg.jp/1400/1401/1411/p042744.html>

(2) 配布チラシの掲示等

元請事業者等は、配布チラシを工事等の現場（現場事務所等）に掲示するか、従事する労働者に配布し、労働者が内容を確認できるようにしてください。

※ 掲示等をした日を、以下の提出用フォームから報告してください。

「労働環境報告書等提出フォーム」

<https://ttzk.graffer.jp/city-okazaki/smart-apply/apply-procedure-alias/keiyaku-01>

③ 施工体系図又は業務等実施体系図の提出

(1) 工事の場合（PFI 事業契約の工事を含む）

元請事業者等は、岡崎市公共工事特記仕様書等に基づき、岡崎市の事業担当課（発注担当課）へ施工体系図を提出してください。事業担当課が同じものを契約課に提出します。

(2) 工事以外の場合

元請事業者等は、岡崎市ホームページ「令和 7 年度以後に契約等した公契約の労働環境確認措置の事務内容、様式等」から業務等実施体系図をダウンロードし、必要事項を記入の上、提出用フォーム「労働環境報告書等提出フォーム」から提出してください。

※ 提出された業務等実施体系図は契約課で収受し、契約課から事業担当課へ渡します。

「令和 7 年度以後に契約等した公契約の労働環境確認措置の事務内容、様式等」

<https://www.city.okazaki.lg.jp/1400/1401/1411/p042744.html>

「労働環境報告書等提出フォーム」

<https://ttzk.graffer.jp/city-okazaki/smart-apply/apply-procedure-alias/keiyaku-01>

④ 現場説明会の実施

(1) 現場説明会の調整

工事等に従事する労働者が、労働環境確認措置の取組について現場で説明を受けることを希望した場合は、岡崎市から元請事業者等に説明会の日程調整を依頼いたします。

※ 現場説明会の希望は、従事する労働者向けのアンケートフォームを通して、労働者から岡崎市契約課へ匿名で受け付けます。

※ 説明会の希望があった日の2週間後の開催を目途に調整を依頼いたします。

(2) 説明会実施の周知

説明会実施日が決まったのち、元請事業者等は現場説明会を実施することについて、従事する労働者に対し周知をしてください。

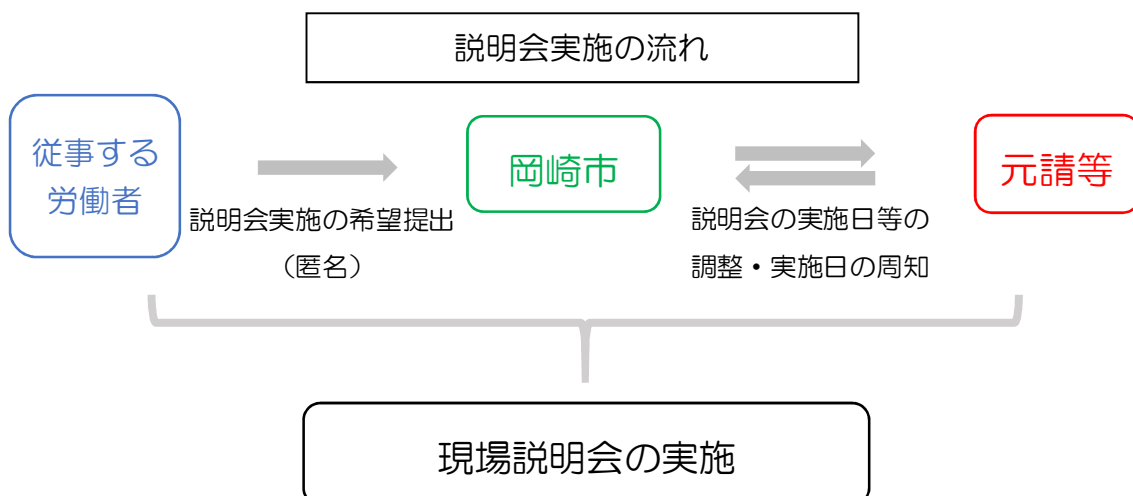
(3) 説明会の実施

岡崎市契約課の職員が現場に赴き、従事する労働者に対し労働環境確認措置の取組について説明を実施いたします。

※ 説明の時間は10分程度を予定しています。

(4) 再度希望があった場合

説明会実施後、再び説明会実施の希望があった場合は、再度現場説明会の実施について元請事業者等に調整を依頼いたします。



⑤ 労働環境報告書の疑義についての周知

(1) 労働環境報告書の疑義の申し出についての連絡

工事等に従事する労働者が、労働環境報告書の内容に疑義があると申し出た場合、岡崎市から元請事業者等に、その内容を連絡いたします。

※ 疑義の例は、報告書を作成した事業者が、実際には法令に違反する対応をしているにもかかわらず、報告書の回答に「○」（法令を遵守している）と回答をしているケースです。

※ 労働環境報告書の疑義の申し出は、従事する労働者向けのアンケートフォームを通して、労働者から岡崎市契約課へ匿名で受け付けます。

※ 疑義の内容の連絡は、労働環境確認措置の対象の工事等を受注中（指定管理中）の元請事業者等にもみ連絡いたします。

※ 連絡する内容は、労働環境報告書の各回答項目のうち、どの項目について疑義があるかという内容になります。対象の契約名など、そのほかの情報はお伝えいたしません。

(2) 下請負者への周知

労働環境確認措置の対象の工事等において下請負者がいる場合、元請事業者等から下請負者へ、疑義の内容について周知をお願いいたします。

その他

岡崎市による労働環境報告書の内容の調査等について

事業者等から岡崎市に提出された労働環境報告書の内容に、法令違反の疑義があった場合、岡崎市契約課が当該事業者等に対し調査をいたします。

調査の結果、労働環境の改善が必要と判断した場合、当該事業者等に労働環境改善通知書を渡します。

労働環境改善通知書を渡された事業者等は、改善を図り、その内容に基づき労働環境改善報告書を作成し、契約課へ提出してください。

契約課は報告書の内容をもとに改善の有無を判断し、改善がなされず不適切な労働環境であると確認した場合は、労働基準監督署へ通報します。

問い合わせ先

岡崎市総務部契約課 TEL0564-23-6067 FAX0564-23-6630